

専攻科 成績評価基準

(松江工業高等専門学校専攻科に関する規則(平成23年 4月19日 制定)より抜粋)

(試験)

第6条 専攻科の試験は、定期試験、追試験及び再試験(以下「定期試験等」という。)とする。

- 2 定期試験は、各学期末に実施する。
- 3 追試験は、病気その他特別の事情により定期試験を受験しなかった者に対し実施する。なお、追試験を受けるにあたっては、別に定める「追試験受験願」を校長へ提出し、その許可を得るものとする。
- 4 再試験は、成績が不良の者について行うことがある。
- 5 試験中不正行為を行った者は、当該学期の履修科目すべてを不合格とする。

(成績評価)

第7条 授業科目の成績評価は、原則として当該科目担当教員が定期試験等の成績を総合して行うものとする。ただし、授業科目によっては、定期試験を実施せず、報告書等により評価することがある。

第8条 成績の評価は、評点で行う。

第9条 学業成績の成績原簿への記載は、評点で行う。ただし、成績証明書への記載は、下記の評価区分により優・良・可の表記とする。

評 価	評点	100~80	79~70	69~60	59~0
	評語	優	良	可	不可

- 2 不合格科目については、成績通知票以外は原則として記載しない。

第9条の2 学業成績は、学期末ごとに学生及び保証人に通知する。但し、学生から保証人への通知を必要としない旨の申し出があった場合には、保証人への通知は行わない。

- 2 前項の成績通知は、当該学期の成績並びに一般科目及び専門科目の修得単位とする。

(単位認定)

第10条 評点が60点以上に評価された授業科目については、当該科目を修得したものとして単位を認定する。

(修了認定)

第14条 修了の認定は、本校学則及び本規則に基づき、専攻科部会の議を経て校長が行う。

- 2 修了の認定は、学則48条第1項に規定するもののほか、次の各号の全てに該当する者について行う。

一 教育課程において、次の単位を修得していること。

区分	必修科目	選択科目		62単位以上
一般科目		10単位以上		
専門共通科目	5単位	19単位以上	4単位以上	
専門展開科目	16単位	8単位以上		
計	21単位	37単位以上	4単位以上	

- 二 専門共通科目と専門展開科目の選択科目のうち、教育課程表に示された専門科目に分類される科目を10単位以上修得していること。